

○職員の育児休業等に関する条例

制 定 平 4. 6.23 条例 6
最近改正 平 30.12.19 条例 6

(目 的)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員

(3) 育児休業の承認を請求する日から起算して 1 年以内に任期が満了する職員及び定年に達したことにより退職することとなる職員

(4) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(5) 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

(再度の育児休業ができる特別の事情)

第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと

(2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと

(3) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 4 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第 5 条 育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこととする。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第 6 条 育児休業の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間について、給与を支給しない。

2 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成 5 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）第 3 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前の管理者が定める期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第 7 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間の範囲内でその職務に復帰した日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。

第 8 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 61 年 淀川左岸水防事務組合条例第 8 号）第 7 条第 4 項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

(部分休業をすることができない職員)

第 9 条 次に掲げる職員は、部分休業（当該職員がその 1 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。以下同じ。）をすることができないものとする。

(1) 非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(2) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

(3) 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業)

第 10 条 部分休業の承認は、所定の勤務時間の初め又は終りにおいて、1 日を通じて 2 時間（労働基準法（昭和 22 年 法律第 49 号）第 67 条の規定による育児時間を承認されている職場については、2 時間から当該育児時間を減じた時間）を越えない範囲内で、当該職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。

第 11 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和 35 年 淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額を減額して支給する。

第 12 条 第 5 条の規定は、部分休業について準用する。

(施行の細目)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平 7.12.20 条例6）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 12.12.21 条例4）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平 22. 3.26 条例2）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 30. 12.19 条例6）

この条例は、公布の日から施行する。